

【改正根拠】

- ①平成 12 年 6 月 1 日付け 12 構改 B 第 404 号農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準について」（最終改正：令和 7 年 3 月 31 日、施行：令和 7 年 4 月 1 日）
- ②平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知「「農地法の運用について」の制定について」（最終改正：令和 7 年 3 月 31 日、施行：令和 7 年 4 月 1 日）
- ③平成 28 年 3 月 31 日付け 27 農振第 2442 号農林水産省農村振興局長通知「太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の取扱いについて」
- ④平成 31 年 3 月 29 日付け 30 農振第 4002 号農林水産省農村振興局長通知「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて」
- ⑤令和 3 年 3 月 4 日付け 2 農振第 2935 号農林水産省農村振興局長通知「農地を養殖池に一時的転用する場合における農地転用許可の取扱いについて」
- ⑥令和 6 年 3 月 25 日付け 5 農振第 2825 号農林水産省農村振興局長通知「「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について」
- ⑦福岡県「福岡県高性能農業機械導入指針」（令和 3 年 4 月）（担当課：経営技術支援課）

【改正の概要】

番号	該当箇所	該当頁	根拠	修正内容
1	表題	1		改正年月日を追加。
2	第 1-1	1	①	見出しの追加。
3	第 1-1	1	①	通知文の引用方法の整理に合わせた文言の整理。
4	第 1-2-(1)-②-ウ	1	②	②の記載に合わせて「農地法施行令」の法令番号を追加。
5	第 1-2-(1)-②-ウ-(ア)	1	②	②の記載に合わせてただし書を追加。
6	第 1-2-(2)-①-ア	2	②	②の記載に合わせて「農作物栽培高度化施設」に関する記載を追加及び文言を整理。
7	第 1-2-(2)-①-イ-(ア)	2	②	②の記載に合わせて「農地法施行規則」の法令番号を追加。
8	第 1-2-(2)-①-イ-(イ)-d	3	②	②の記載に合わせて「沖縄振興開発金融公庫」を追加。
9	第 1-2-(2)-②-ウ-(ア)	3	②	②の記載に合わせて文言を修正。
10	第 1-2-(2)-②-ウ-(ア)-c	3	②	②の記載に合わせて文言を修正。

番号	該当箇所	該当頁	根拠	修正内容
11	第1-2-(2)-②-ウ-(ア)-d	3	②	②の記載に合わせて文言を修正及び追加。
12	第1-2-(2)-②-ウ-(イ)	3	②	②の記載に合わせて文言を修正及び追加。
13	第1-2-(2)-②-ウ-(ウ)	4	②	②の記載に合わせて文言を修正及び追加。
14	第1-2-(2)-②-カ-(エ)-b	6	②	②の記載に合わせて文言を修正及び追加。
15	第1-2-(2)-②-ク-(ケ)	7	②	②の記載に合わせて文言を修正及び追加。
16	第1-2-(2)-②-ク-(シ)	7	②	新設 該当箇所：②第2-1-イ-(イ)-g-(m)
17	第1-2-(2)-②-ク-(ス)	7	②	新設 該当箇所：②第2-1-イ-(イ)-g-(n)
18	第1-2-(2)-②-ケ	8	②	②の記載に合わせて注を追加。
19	第1-2-(3)-①-ア	8	②	②の記載に合わせて文言を修正及び追加。
20	第1-2-(3)-①-ア-(注3)	8	⑦	令和3年4月1日付けで「福岡県特定高性能農業機械導入指針」が廃止・修正され、新たに「福岡県高性能農業機械導入指針」に改正されたことに伴い、文言を修正。
21	第1-2-(3)-②-オ-(エ)-b	10	②	②の記載に合わせて文言を修正及び追加。
22	第1-2-(3)-②-キ-(カ)	12	②	②の記載に合わせて文言を修正。
23	第1-2-(3)-②-ク	12	②	②の記載に合わせて注を追加。
23	第1-2-(4)-①	12	②	②の記載に合わせて文言を修正及び追加。
24	第1-2-(4)-①-ア-(イ)-a, d	13	②	②の記載に合わせて「バスターミナル」の記載をaからdに移動。
25	第1-2-(4)-①-イ-(ウ)	13	②	②の記載に合わせて文言を追加。
26	第1-2-(5)-①	13	②	②の記載に合わせて文言を修正及び追加。

番号	該当箇所	該当頁	根拠	修正内容
27	第1-2-(5)-①-ア	13	②	②の記載に合わせて文言を削除。
28	第1-2-(5)-①-ア-(ア)-b-(a), (c)	14	②	②の記載に合わせて「バスターミナル」の記載を(a)から(c)に移動。
29	第1-2-(5)-①-イ	14	②	②の記載に合わせて文言及び注を追加。
30	第1-2-(5)-②-イ	14		項目の引用に係る文言の追加
31	第1-3-(1)-①-イ-(注)	15		文言の修正
32	第1-3-(1)-①-エ-(ア)	15	①	①の記載に合わせて文言を修正。
33	第1-3-(1)-⑧	16	②	②の記載及び通知文の引用方法の整理に合わせて文言を追加。
34	第1-3-(3)-①	17	②	②の記載に合わせて文言を修正及び追加。
35	第1-3-(3)-②	17	②	新設 該当箇所：②第2-1-(2)-ウ-(イ)
36	第1-3-(3)-③	17	②	35 の新設に伴う項ずれ及び②の記載に合わせて文言を修正
37	第1-4	18	③、 ④、 ⑤、 ⑥	新設 該当箇所：③、④、⑤及び⑥の通知を引用
38	第1-5	18		37 の新設に伴う項ずれ
39	別紙1		③	新設 37 で引用している③を添付するもの
40	別紙2		④	新設 37 で引用している④を添付するもの
41	別紙3		⑤	新設 37 で引用している⑤を添付するもの
42	別紙4		⑥	新設 37 で引用している⑥を添付するもの